

経営力強化資金

(1) 融資条件等

融資対象者	県内で保証対象事業を行っている中小企業又は組合で、金融機関及び認定経営革新等支援機関※の支援を受けつつ、自ら賃上げの目標設定を含む事業行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う者 ※認定経営革新等支援機関とは、国が認定した金融機関・税理士・中小企業支援者等、中小企業の支援事業を行う者をいう（中小企業等経営強化法31条2項）
資金使途	事業計画の実施に必要な運転資金、設備資金及び借換資金
保証限度額	設備資金・運転資金・借換資金 2億8,000万円
融資期間	設備資金 7年以内（うち据置1年以内） 運転資金 5年以内（うち据置1年以内） 借換資金 10年以内（うち据置1年以内）
融資利率	7年以内 年1.8% 10年以内 年2.0%
保証料率	年0% ※県が全額負担
返済方法	原則として毎月均等返済
担保等	保証人については、必要に応じて徴求する。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。「経営者保証に関するガイドライン」に該当する場合、または保証料上乘せを行う場合に経営者を保証人としningことができる。担保については、必要に応じて徴求する。
申込み窓口	指定金融機関、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会（組合事業のみ）
指定金融機関	大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫、大分みらい信用金庫、日田信用金庫、大分県信用組合、西日本シティ銀行、肥後銀行、筑邦銀行、北九州銀行、愛媛銀行、伊予銀行、宮崎太陽銀行
備考	・認定経営革新等支援機関と策定した「事業行動計画書」の作成が必要 ・金融機関は融資対象者に対して継続的な伴走支援が必要

(2) 融資の流れ

